

2019年6月6日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

株式会社 プ ラ コ ー

代表取締役社長 黒 澤 秀 男

## 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、委任状にて議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名・ご捺印のうえ、同封の議決権行使書用紙と一緒にご返送下さいませようお願い申しあげます。

また、議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

敬具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時(9時20分より受付開始)
2. 場 所 埼玉県さいたま市岩槻区太田3丁目1番1号  
さいたま市民会館いわつき(5階会議室)  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
  - (1) 報告事項 第59期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
  - (2) 決議事項
    - 第1号議案 剰余金処分の件
    - 第2号議案 取締役4名選任の件
    - 第3号議案 補欠取締役1名選任の件
    - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」(25頁から27頁)に記載のとおりであります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

##### (1) 賛否の表示が無い議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合には、原案に「賛成」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

##### (2) 議決権不統一行使に際してのご通知方法

議決権不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知下さい。

##### (3) 代理人による議決権行使

代理人によって議決権を行使される場合には、①代理権を証する書面(委任状)、及び②株主様の議決権行使書用紙その他株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。ただし、ご提出いただく代理権を証する書面(委任状)が同封の委任状用紙を用いたものである場合には、委任者たる株主様の本人確認書類が添付されていなくても有効な委任状として取り扱わせていただきます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙(または同封の委任状用紙)を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.placo.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、米国の金融政策や中国・新興国経済の成長鈍化懸念等を受けて世界経済の減速懸念が広がり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が関係するプラスチック加工業界は、原油高による主原料ナフサ（粗製ガソリン）の価格上昇に伴い、石油化学メーカーによる合成樹脂の値上げが相次いでおります。従って当社としても更なる合理化を進め、競争力を高めると共に、省エネルギー、省力化の製品の開発を提案して行く必要があります。

このような状況下、継続的に推し進めております原価率改善への取り組みの効果により、営業利益、経常利益、当期純利益が増益となりました。売上高につきましてはインフレーション成形機事業、ブロー成形機事業共に、前期に比して減少しましたが、付加価値の高い成形機の生産と、積極的な業務改善により、設計、加工段階での効率化が進み、コストが抑制されたことから利益率が改善される結果となりました。設備投資の面では、今後の更なる競争力向上のため、最新工作機械を導入し、部品の内製化の多様化を進めております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、一部の機械の売上計上が翌期以降の計上予定となったため、前年より減収となり29億9千万円となりました(前期比12.8%減)。利益面につきましては、営業利益4億1百万円(前期比93.2%増)、経常利益4億1百万円(前期比87.9%増)、当期純利益2億7千2百万円(前期比79.0%増)となりました。

## (2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

部 門	売 上 高		
	金 額	前期比増減	構 成 比
インフレーション成形機事業	1,523,835	△6.1%	51.0%
ブロー成形機事業	754,741	△40.6	25.2
リサイクル装置事業	170,930	573.2	5.7
メンテナンス事業	541,051	6.1	18.1
合 計	2,990,559	△12.8	100.0

### ① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、海外向け汎用機や押出機等の売上が減少し、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は15億2千3百万円(前期比6.1%減)となりました。

### ② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、期中に売上計上される大型成形機の納入がなく、また、一部の機械の売上計上が翌期以降となったため、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は7億5千4百万円(前期比40.6%減)となりました。

### ③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、再生機や粉碎機を納入したことにより、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は1億7千万円(前期比573.2%増)となりました。

### ④ メンテナンス事業

メンテナンス事業は、部品等の販売促進を推進したことから、既存機の補修や工事等の受注が増加した結果、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は5億4千1百万円(前期比6.1%増)となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は1億3千1百万円であり、その主なものは機械装置の購入及び工場の補修工事であります。

一方、設備及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金等により賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第56期	第57期	第58期	第59期(当期)
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売 上	高	3,457,430千円	3,695,761千円	3,428,358千円	2,990,559千円
経 常 利 益		125,490千円	265,779千円	213,740千円	401,657千円
当 期 純 利 益		92,063千円	262,112千円	152,048千円	272,126千円
1株当たり当期純利益		33円97銭	96円87銭	57円94銭	103円12銭
総 資 産		2,622,980千円	2,554,709千円	2,217,512千円	2,900,567千円
純 資 産		485,062千円	689,619千円	830,195千円	1,086,598千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第57期より、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数から控除される自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した信託E口が所有する当社株式を含めております。

3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。このため上表の1株当たり当期純利益は、第56期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

## (9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境については、各メーカーの競争力強化や労働力不足による自動化や省力化の強化により、全体的には設備投資に積極的な動きある一方で、貿易摩擦の影響を受けざるを得ない状況もあり不透明さも残ります。このような状況下、当社では高生産性、高品質を主眼としユーザーの要求する自動化、省力化に注力した技術開発、販売促進を実施いたします。

インフレーション成形機事業では、従来の高品質化、高生産化に加え社会問題となっておりますマイクロプラスチックや廃プラスチック問題に対処する生分解性樹脂及びバイオプラスチックを用いた包装資材用フィルム成形機の取り組みにも注力いたします。

ブロー成形機事業では、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を更に改良し高効率、高機能化を進めます。また、環境、エネルギー効率の高い全電動式ブロー成形機の成形効率向上を図り販売に注力いたします。

メンテナンス事業では、省力化、高機能化への装置改良に加え定期修理など顧客への提案に重点を置き売上高の増加を図ります。

生産面では更なる品質の向上を図り、追加コストを削減し、目標利益の確保を目指します。

また、人材育成にも一段と注力し、計画的な取り組みを継続して、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

## (11) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 本社  | 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地                                 |
| 2. 営業所 | 本社営業部 埼玉県さいたま市岩槻区<br>名古屋支店 愛知県名古屋市名東区<br>九州営業所 佐賀県鳥栖市 |
| 3. 工場  | 本社工場 埼玉県さいたま市岩槻区<br>掛川工場 静岡県掛川市                       |

## (12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	56 名	1名減	42.5 歳	13.3 年
女 性	11	4名減	40.0	9.8
合計又は平均	67	5名減	42.1	12.7

## (13) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	236,310
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	214,940
(株) み ず ほ 銀 行	58,526
(株) 埼 玉 り そ な 銀 行	29,860

千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行済株式の総数 2,729,952株(自己株式4,723株を除く。)

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

(2) 株 主 数

1,590名

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社フクジュコーポレーション	433,700 株	15.88 %
シービーエイチケイエスエイフボシセキュリティーズコーポリミテッドアカウンタグローバル	332,800	12.19
西 村 治 彦	181,700	6.65
松 浦 健	135,500	4.96
プ ラ コ 一 共 栄 会	100,200	3.67
安 本 匡 宏	93,000	3.40
吉 川 慎 太 郎	68,400	2.50
秦 範 男	59,294	2.17
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信 託 E 口)	58,600	2.14
黒 澤 秀 男	48,317	1.76

(注) 持株比率は、自己株式(4,723株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	黒 澤 秀 男	小沢法律事務所所長
取 締 役	平 石 昌 之	
取 締 役	篠 澤 淨 天	
取 締 役	小 沢 剛 司	
監 査 役 (常勤)	清 水 孝 正	さいたま法律事務所所長
監 査 役	野 崎 正	
監 査 役	西 村 治 彦	

- (注) 1. 取締役小沢剛司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役野崎正氏及び西村治彦氏は、社外監査役であり、野崎正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当期中における監査役の異動は、次のとおりであります。  
2018年6月27日付任期満了による退任  
監 査 役 工 藤 啓 介

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役 4 名 68,756千円(うち社外取締役1名 2,400千円)  
監 査 役 4 名 14,880千円(うち社外監査役3名 6,435千円)

- (注) 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額645千円(取締役600千円、監査役45千円)及び役員退職慰労引当金戻入額△7,260千円(取締役△7,260千円)、並びに譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権の付与2,666千円(取締役2,666千円)を含んでおりません。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

1. 取締役小沢剛司氏は小沢法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査役西村治彦氏は西村社会保険労務士事務所代表社員であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	小沢 剛司	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	野崎 正	当期開催の取締役会18回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	西村 治彦	当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、社会保険労務士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制 その他業務の適正を確保する為の体制

#### ① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務・経理部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

イ. 定例の取締役会を月1回開催し重要事項について審議及び決定をします。

ロ. 取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する常務会を月1回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。

ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。

#### ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。

#### ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

本年3月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。

#### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。

尚、本年3月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。
  - ロ. 監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
  - ロ. 前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。
    1. 当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
    2. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    3. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
    4. 当社の業績状況
    5. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
- イ. 担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。
  - ロ. 代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。
  - ハ. 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ⑪ 業務の適正を確保する為の体制の運用状況
- 当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,958,250</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,123,567</b>
現金及び預金	750,675	支払手形	290,497
受取手形	345,685	買掛金	146,108
売掛金	603,797	一年以内償還予定の社債	42,800
製品	34,975	一年以内返済予定長期借入金	162,120
仕掛品	153,181	未払金	88,849
材料	29,794	未払法人税等	115,384
前渡金	24,575	未払消費税等	39,385
前払費用	12,796	未払費用	7,330
その他の流動資産	3,198	前受金	132,098
貸倒引当金	△430	預り金	12,197
<b>固 定 資 産</b>	<b>939,250</b>	前受収益	4,093
<b>有形固定資産</b>	<b>766,682</b>	製品保証引当金	16,514
建物	120,224	賞与引当金	21,536
構築物	12,646	リース債務	27,781
機械及び装置	109,645	その他の流動負債	16,869
車輛及び運搬具	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>690,402</b>
工具器具及び備品	6,445	社債	150,100
土地	458,809	長期借入金	377,516
リース資産	58,910	リース債務	81,744
<b>無形固定資産</b>	<b>42,344</b>	退職給付引当金	14,948
電話加入権	72	再評価に係る繰延税金負債	51,785
ソフトウェア	42,272	その他固定負債	14,307
<b>投資その他の資産</b>	<b>130,223</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,813,969</b>
投資有価証券	45,326	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期未収入金	960	株主資本	969,381
保証金	1,355	資本金	519,624
会員権等	13,010	資本剰余金	126,214
長期前払費用	52,280	資本準備金	9,999
繰延税金資産	30,791	その他資本剰余金	116,214
その他の投資	101	利益剰余金	386,525
貸倒引当金	△13,600	その他利益剰余金	386,525
<b>繰 延 資 産</b>	<b>3,066</b>	繰越利益剰余金	386,525
社債発行費	3,066	自己株式	△62,982
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,900,567</b>	評価・換算差額等	117,216
		その他有価証券評価差額金	△1,010
		土地再評価差額金	118,226
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,086,598</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>2,900,567</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自2018年4月1日)  
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,990,559
売 上 原 価		1,960,100
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,030,458</b>
販売費及び一般管理費		629,255
<b>営 業 利 益</b>		<b>401,202</b>
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	818	
受取地代家賃	300	
受取保険金	3,344	
物品売却益	1,121	
為替差益	316	
受取保証料	4,093	
その他の営業外収益	1,194	11,189
営 業 外 費 用		
支払利息	3,329	
売上割引	2,500	
その他の営業外費用	4,904	10,734
<b>経 常 利 益</b>		<b>401,657</b>
特 別 利 益		
役員退職慰勞引当金戻入額	7,260	7,260
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	2,757	
固定資産除却損	938	
減損損失	1,805	5,500
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>403,417</b>
法人税、住民税及び事業税		125,151
法人税等調整額		6,138
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>272,126</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日)  
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
2018年4月1日残高	509,624	131,387	—	131,387
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
準備金から剰余金への振替		△131,387	131,387	—
新株の発行	9,999	9,999		9,999
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式処分差損の振替			△15,173	△15,173
土地再評価差額金の取崩				
事業年度中の変動額合計	9,999	△121,387	116,214	△5,173
2019年3月31日残高	519,624	9,999	116,214	126,214

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年4月1日残高	153,790	153,790	△84,272	710,529
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△40,647	△40,647		△40,647
準備金から剰余金への振替				—
新株の発行				19,999
当期純利益	272,126	272,126		272,126
自己株式の取得			△50,106	△50,106
自己株式の処分			71,396	71,396
自己株式処分差損の振替				△15,173
土地再評価差額金の取崩	1,255	1,255		1,255
事業年度中の変動額合計	232,735	232,735	21,290	258,851
2019年3月31日残高	386,525	386,525	△62,982	969,381

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	183	119,482	119,665	830,195
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△40,647
準備金から剰余金への振替				—
新株の発行				19,999
当期純利益				272,126
自己株式の取得				△50,106
自己株式の処分				71,396
自己株式処分差損の振替				△15,173
土地再評価差額金の取崩		△1,255	△1,255	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,193	—	△1,193	△1,193
事業年度中の変動額合計	△1,193	△1,255	△2,449	256,402
2019年3月31日残高	△1,010	118,226	117,216	1,086,598

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………個別法による原価法

原材料……………移動平均法による原価法

「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。なお、耐用年数及び  
(リース資産を除く) 残存価額については、法人税法に規定する方法  
と同一の基準によっております。ただし、1998

年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）  
並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設  
備及び構築物については、定額法を採用して  
おります。なお、減損処理した資産については耐  
用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額  
を耐用年数到来時点の正味売却価額として  
おります。

② 無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア  
(リース資産を除く) (自社利用分) については、社内における利用可  
能期間（5年）を償却年数としております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る  
リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロと  
して算定する定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見  
込額を計上しております。

- 1) 一般債権  
貸倒実績率法によっております。
  - 2) 貸倒懸念債権及び破産更生債権  
個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。
  - ② 賞与引当金……………使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
  - ④ 製品保証引当金……………検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。
  - ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

- (1) (『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)  
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。
- (2) (損益計算書関係)  
従来、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前事業年度256千円)に関して、重要性が増したため当事業年度より独立掲記しております。

(追加情報)

- ・従業員持株E S O P信託

(1) 取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

## (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度57,850千円、58,600株であります。

## (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度58,526千円

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額

25,809千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 952,016千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	現金	預金	94,015千円
	建物		51,783千円
	土地		458,809千円
	合計		604,608千円

担保に係る債務

	短期借入金	95,400千円
	長期借入金	199,436千円
	社債	192,900千円
	合計	487,736千円

(4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

(5) 休止固定資産

有形固定資産には、以下の休止固定資産（期末帳簿価額）が含まれております。

	建物	16,690千円
	土地	190,809千円

### 3. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 4,957千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数 普通株式 2,734,675株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 63,323株

(注) 1 2018年6月27日開催の第58期定時株主総会決議により、当社普通株式10株を1株とする株式併合に伴う定款変更が行われ、株式併合の効力発生日（2018年10月1日）をもって、当社の発行済株式総数は24,612,084株減少し、2,734,675株となっております。

2 信託E口が保有する当社株式を自己株式に含めております。（当事業年度末58,600株）

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通株式	40,647	1.50	2018年 3月31日	2018年 6月28日

(注) 2018年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月27日開催予定の第59期定時株主総会において次の通り付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	54,599千円
1株当たり配当金	20円00銭
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金1,172千円が含まれております。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因はたな卸資産評価損の否認、賞与引当金の否認、製品保証引当金の否認等であります。

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	750,675	750,675	—
(2) 受取手形	345,685	345,685	—
(3) 売掛金	603,797	603,797	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	45,326	45,326	—
資 産 計	1,745,485	1,745,485	—
(1) 支払手形	290,497	290,497	—
(2) 買掛金	146,108	146,108	—
(3) 長期借入金 (※1)	539,636	539,953	△317
(4) 社債 (※2)	192,900	192,900	—
負 債 計	1,169,142	1,169,459	△317

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金162,120千円は、長期借入金539,636千円に含めております。

(※2) 1年以内償還予定の社債42,800千円は、社債192,900千円に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、並びに(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定してしております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、遊休資産として、静岡県掛川市において、工場用として使用していた不動産を所有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産（土地）	192,614	△1,805	190,809	188,800
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産（建物）	17,984	△1,294	16,690	18,700

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動減少は、減損損失1,805千円であります。

3 時価の算定方法(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士により算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 406円74銭

(2) 1株当たり当期純利益 103円12銭

(注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末58,600千株)

2 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度70,324千株)

3 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。

当事業年度の期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	黒澤秀男	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接0.56%	—	金銭報酬債権の現物出資に伴う新株の発行	19,999	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。新株の発行価格は、2018年7月13日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値にもとづいて決定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 自己株式の取得

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元強化及び資本効率の向上を図るため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：75,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.74%）
- (3) 株式の取得価額の総額：50,000千円（上限）
- (4) 取得期間：2019年5月20日～2019年11月29日
- (5) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(注) 1 市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

(ご参考) 2019年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）2,729,872株

自己株式数 4,803株

- 2 株式給付信託（従業員持株処分型）の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（58,600株）は、上記自己株式数に含めておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社 プラ コ ー  
取締役会 御中

監査法人ブレインワーク

代表社員 公認会計士 小林 俊 一 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石井 友 二 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラコーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社ブラコー	監査役会	
常勤監査役	清 水 孝 正	Ⓔ
社外監査役	野 崎 正	Ⓔ
社外監査役	西 村 治 彦	Ⓔ

以 上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社プラコー

代表取締役社長 黒澤 秀男

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

当社は、本年第60期を迎えることができ、これも、ひとえに株主の皆様をはじめ関係者各位の温かいご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

つきましては、日頃よりご支援いただきました株主の皆様にご感謝の意を表すため、以下のとおり2019年3月期の期末配当に加え、第60期記念配当を実施したいと存じます。

[期末配当に関する事項]

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち、普通配当15円、第60期記念配当5円） 総額54,599,040円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日（金）

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役黒澤秀男、平石昌之、篠澤浄天、小沢剛司の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	くろさわ ひでお 黒澤 秀男 (1961年12月10日)	1985年4月 当社入社 1999年4月 当社本社営業部長 2006年4月 当社購買部長 2010年6月 当社取締役営業部長 2012年7月 当社常務取締役 2014年7月 当社代表取締役専務 2015年7月 当社代表取締役社長 現在に至る	48,317株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	ひらいし まさゆき 平石 昌之 (1965年10月13日)	1984年4月 当社入社 2002年4月 当社環境機械事業本部環境機械部長 2003年10月 当社営業本部関東営業部担当部長 2007年4月 当社営業本部営業統括部長 2011年4月 当社営業部執行役員 (営業担当) 2012年6月 当社取締役執行役員 (営業担当) 2014年6月 当社取締役 現在に至る	16,100株
3	おざわ たけし 小沢 剛司 (1967年9月10日)	1997年4月 弁護士登録(埼玉弁護士会) 1997年4月 小宮法律事務所入所 2000年10月 小沢法律事務所開設 2010年6月 当社取締役 現在に至る	0株
4	※ はやかわ めぐみ 早川 恵 (1969年6月13日)	1991年4月 当社入社 当社経理業務に従事 2019年4月 当社総務・経理部長 現在に至る	2,557株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 小沢剛司氏は、弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は、小沢剛司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
4. 小沢剛司氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
おぼた まさじ 小幡 雅二 (1947年6月4日)	1973年4月 検事任官(東京地方検察庁) 1979年6月 弁護士登録(東京弁護士会) 1979年6月 清水利男法律事務所 1983年5月 小幡雅二法律事務所開設 2004年6月 キョーリン製薬ホールディングス株式会社 社外監査役 2005年4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 2012年3月 同定年退職 2018年6月 当社補欠取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小幡雅二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 小幡雅二氏は、検事・弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、補欠の社外取締役として選任するものであります。  
4. 小幡雅二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、工藤啓介氏を補欠監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

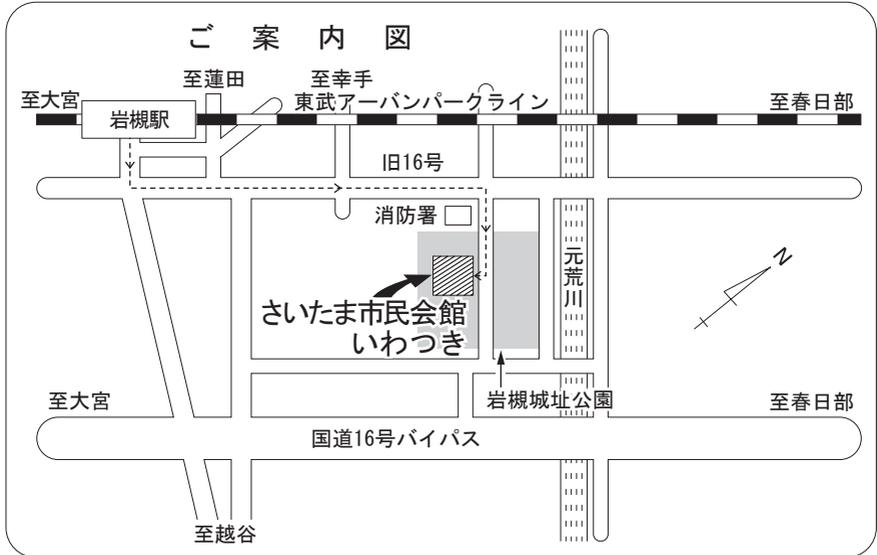
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
くどう けいすけ 工藤 啓介 (1962年8月29日)	1996年4月 検事任官(東京地方検察庁) 2007年4月 弁護士登録(埼玉弁護士会) 2007年4月 栄総合法律事務所入所 2007年12月 工藤啓介法律事務所開設 2010年6月 当社監査役 2018年6月 当社補欠監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 工藤啓介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 工藤啓介氏は、検事・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任するものであります。

以上

# 株主総会会場略図

会 場 さいたま市民会館いわつき（5階会議室）  
埼玉県さいたま市岩槻区太田3丁目1番1号  
電話番号 (048)―756―5151（代表）



最寄り駅  
東武アーバンパークライン 岩槻駅下車（徒歩約25分）